

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成28年8月30日（平成28年（行個）諮問第137号）

答申日：平成28年12月22日（平成28年度（行個）答申第157号）

事件名：特定事業場と本人との個別労働紛争に係る文書の一部開示決定に関する件（保有個人情報の特定）

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「特定事業場と審査請求人との個別労働紛争から労働局の相方への指導相談あっせん打切りに至るまでの詳細なやり取りと経緯について（平成24年特定月以降）審査請求人が提出した資料も含む。」（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求につき、別紙に掲げる文書1ないし文書7に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）を特定し、一部開示した決定については、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく本件開示請求に対し、平成28年3月31日付け兵労個開第247号により兵庫労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、なお外に本件請求保有個人情報に該当する審査請求人が個別労働紛争として救済を申し立てた書面が存在するとして、その開示を求めるといふものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）審査請求書

審査請求人が兵庫労働局に個別労働紛争として救済を申し立てた書面が開示書類より抜かれてありません（特定年月日付けの書類）。

##### （2）意見書

審査請求人から意見書が当審査会宛て提出（平成28年10月4日受付）された。（諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が提供されており、その内容は記載しない。）

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件審査請求の経緯

- (1) 本件審査請求人は、平成28年2月16日付けで処分庁に対して、法12条1項の規定に基づき、以下の保有個人情報に係る開示請求を行った。

「特定事業場と請求者との個別労働紛争から労働局の相方への指導相談あっせん打切に至るまでの詳細なやり取りと経緯について（H24年特定月以降～）請求者が提出した書類も含む。」

- (2) これに対して、処分庁が平成28年3月31日付け兵労個開第247号により原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、平成28年5月23日付け（同月26日受付）で本件審査請求を提起したものである。

## 2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、処分庁において本件対象保有個人情報の特定が不足しているとは認められないことから、原処分を維持することが妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

## 3 理由

### (1) 個別労働紛争解決制度について

個別労働紛争解決制度は、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成13年法律第112号。以下「個別労働紛争解決促進法」という。）に基づき、労働条件その他労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争について、これらの紛争の実情に即した迅速かつ適正な解決を図るため、労働者、事業主等の相談に応じ、必要な情報提供を行うほか、紛争当事者の求めに応じて都道府県労働局長による助言・指導（以下「助言・指導」という。）、さらには紛争調整委員会によるあっせん（以下「あっせん」という。）を実施するものである。

助言・指導は、個別労働紛争解決促進法4条に基づいて、個別労働関係紛争の当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合に、紛争当事者に対して必要な助言又は指導を行う制度である。

紛争当事者より助言・指導についての申出の受付を行った場合、基本的には事実関係を調査・整理した上で、法令、判例等に基づき、また、必要に応じて専門的知識を有する者の意見等を参考にして、紛争当事者に対し、問題点を指摘し、解決の方向性を示唆することにより、紛争当事者が自主的に紛争を解決することを促進することとしている。

あっせんとは、紛争調整委員会の会長から指名された3人のあっせん委員が、紛争当事者双方の主張の要点を確かめ、双方から求められた場合には両者が採るべき具体的なあっせん案を提示するなど、紛争当事者間の調整を行い、話し合いを促進することによって紛争の自主的な解決を図る制度である。

あっせんは、個々の労働者と事業主との間の民事上の問題を主に取り

扱うもので、紛争当事者のプライバシー保護の観点から、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律施行規則（平成13年厚生労働省令第191号。以下「個別労働紛争解決促進法施行規則」という。）14条の規定により、あっせんの手続は非公開とされている。

同条のあっせん手続とは、具体的にはあっせんの申請から手続の終結に至るまでの手続全般をいうものであり、あっせん期日における手続の傍聴を認めていないほか、紛争当事者の主張の内容や提出された資料、あっせん申請書等のあっせん申請の際に提出された書類、あっせん案やこれに対する紛争当事者の態度、あっせん申請がなされたことやあっせん手続が進行しているという情報等あっせん事案に係る全ての事項も非公開とされている。

## （2）本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、個別労働紛争解決促進法に基づいて紛争当事者から処分庁に対して申出があった助言・指導に係る関係書類及び申請があったあっせんに係る関係書類である。

本件対象保有個人情報は以下の（ア）ないし（キ）の文書に分類され、これらの文書には審査請求人の助言・指導に係る申出内容及び処理経過並びに審査請求人のあっせんに係る申請内容、請求事項、処理経過、特定事業場の主張内容、あっせん内容及び結果等が記載されているほか、紛争当事者から提出された資料等が添付されている。

### （ア）助言・指導処理票

助言・指導処理票とは、紛争当事者から申出のあった助言・指導の手続の開始から終了に至るまでの処理内容を記録した文書であり、受付番号、受付年月日、受付者、申出人及び被申出人の氏名・住所・電話番号、労働者の就労状況、業種・事業内容、労働者数、労働組合の有無、申出内容、担当者職氏名、終了日、終了の区分、あっせんへの移行の有無、事情聴取票添付の有無、資料添付の有無及び処理経過等が記載されている。

### （イ）あっせん処理票

あっせん処理票とは、紛争当事者から申請のあったあっせんの受理から終了に至るまでの処理を記録した文書であり、事件番号、受理日、受理機関、申請人、あっせんの端緒、あっせん委員、担当者職氏名、あっせん開始決定終了日、終了区分、労働組合の有無、労働者数、あっせん案の提示の有無、個別労働紛争解決促進法14条による意見聴取の有無、解決状況、紛争当事者・代理人・補佐人の職氏名・住所・電話番号、労働者の就労状況、申請内容、あっせんに係る請求事項、あっせんの結果、あっせん案の内容及び処理経過等が記載されている。

(ウ) あっせん概要記録票

あっせん概要記録票とは、あっせんにおける紛争当事者の主張やあっせん委員によるあっせんの内容等を簡潔に記録した文書であり、事件番号、受理日、開始決定日、あっせん日、紛争当事者・代理人・補佐人の職氏名・住所・電話番号、担当あっせん委員名、紛争事案の概要、あっせんの概要及び記録作成者職氏名等が記載されている。

(エ) あっせん申請書

あっせん申請書は、紛争当事者が都道府県労働局長にあっせんを申請するための文書であり、紛争当事者の氏名・住所・電話番号、あっせんを求める事項及びその理由、紛争の経過、申請年月日、申請人の氏名等が記載されているほか、紛争の内容や経過を補足するための資料等が添付されている。

(オ) 被申請人から提出された文書

被申請人から提出された文書には、回答書、名刺、反論書、反論書に付随する添付資料等がある。

(カ) あっせん処理に係る事務連絡文書

あっせん処理に係る事務連絡文書には、あっせん申請書の送付について、あっせんの委任について、あっせん委員の指名について、あっせん開始通知書、あっせん期日について、あっせん事案の打切りについて、あっせん打切り通知書等がある。

(キ) 相談票

相談票とは、都道府県労働局及び労働基準監督署において労働相談を受けた際にその内容等を記録するために作成される文書である。

(3) 原処分 of 妥当性について

本件対象保有個人情報の一部である「相談票 a (相談日が特定年月日 A であり、番号 1 6 2 7 の記載があるもの)」は、審査請求人が特定年月日 A に行った 1 回目の労働相談を担当した相談員が作成したものである。さらに、「相談票 b (相談日が特定年月日 A であり、番号 1 6 4 0 の記載があるもの)」は、審査請求人が特定年月日 A に行った 2 回目の労働相談を担当した職員が作成したものである。また、相談票 b において「納得できないので助言制度を利用して話し合いたい。」との発言があった旨の記載が認められ、この発言を受けて処分庁は、「相談票 c (相談日が特定年月日 B)」の記載のとおり、助言希望の意向を確認したので申出を受理することとし、受付年月日を特定年月日 C とする「労働局長の助言・指導処理票」を作成、その申出内容及び処理経過等を記録している。

本件審査請求において、審査請求人は「審査請求人が兵庫労働局に個

別労働紛争として救済を申立てた書面（以下「救済申立書面」という。）が開示書類より抜かれてありません。（特定年月日A付け）」と主張しているため、本件審査請求を契機として、再度処分庁に対し、特定年月日Aに審査請求人が行った労働相談を担当し、相談票a及び相談票bを作成した相談員及び職員が所属している兵庫労働局雇用環境・均等部執務室及び書庫等を探索させたところ、本件に係る対象保有個人情報には外に存在しないことが確認された。

なお、個別労働紛争解決促進法及び個別労働紛争解決促進法施行規則では、あっせんを希望する場合には「あっせん申請書」を都道府県労働局長に提出する必要がある旨規定しているところ、助言・指導を求める場合には特段の申請書類の提出は規定されておらず、口頭での申出が可能となっているため、本件審査請求の趣旨を、審査請求人が特定不足だと主張する救済申立書面が、助言・指導を申し出る旨の書類であると解しても、処分庁がこれを保有していないことに不合理な点は認められないものである。

以上のことから、本件審査請求に係る本件対象保有個人情報は原処分において開示しているものが全てであり、処分庁における本件対象保有個人情報の特定に不足はなく、原処分は妥当であると考ええる。

#### 4 結論

以上のとおり、処分庁において本件対象保有個人情報の特定が不足しているとは認められないことから、原処分を維持することが妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |   |            |                   |
|---|------------|-------------------|
| ① | 平成28年8月30日 | 諮問の受理             |
| ② | 同日         | 諮問庁から理由説明書を收受     |
| ③ | 同年10月4日    | 審査請求人から意見書及び資料を收受 |
| ④ | 同月27日      | 審議                |
| ⑤ | 同年12月7日    | 審議                |
| ⑥ | 同月20日      | 審議                |

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、「特定事業場と審査請求人との個別労働紛争から労働局の相方への指導相談あっせん打切りに至るまでの詳細なやり取りと経緯について（平成24年特定月以降）審査請求人が提出した資料も含む。」に記録された保有個人情報（本件請求保有個人情報）の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象保有個人情報を特定し、一部開示の原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、審査請求人が個別労働紛争として救済を申し立てた特定年月日A付け書面が開示されていないと主張するが、諮問庁は、本件対象保有個人情報原処分において開示しているものが全てであり、処分庁における本件対象保有個人情報の特定に不足はなく、原処分は妥当である旨説明している。

このため、以下、本件対象保有個人情報を確認した結果を踏まえ、本件対象保有個人情報の特定の妥当性について検討する。

## 2 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について

(1) 審査請求人の主張に対し、諮問庁は、次のとおり説明する。

ア 本件対象保有個人情報の一部である「相談票 a (相談日が特定年月日Aであり、番号1627の記載があるもの)」は、審査請求人が特定年月日Aに行った1回目の労働相談を担当した相談員が作成したものである。さらに、「相談票 b (相談日が特定年月日Aであり、番号1640の記載があるもの)」は、審査請求人が特定年月日Aに行った2回目の労働相談を担当した職員が作成したものである。また、相談票 b において「納得できないので助言制度を利用して話し合いたい。」との発言があった旨の記載が認められ、この発言を受けて処分庁は、「相談票 c (相談日が特定年月日B)」の記載のとおり、助言希望の意向を確認したので申出を受理することとし、受付年月日を特定年月日Cとする「労働局長の助言・指導処理票」を作成し、その申出内容及び処理経過等を記録している。

イ 本件審査請求において、審査請求人は「審査請求人が兵庫労働局に個別労働紛争として救済を申し立てた書面(以下「救済申立書面」という。)が開示書類より抜かれてありません。(特定年月日A付け)」と主張しているため、本件審査請求を契機として、再度処分庁に対し、特定年月日Aに審査請求人が行った労働相談を担当し、相談票 a 及び相談票 b を作成した相談員及び職員が所属している兵庫労働局雇用環境・均等部執務室及び書庫等を探索させたところ、本件に係る対象保有個人情報は外に存在しないことが確認された。

ウ なお、個別労働紛争解決促進法及び個別労働紛争解決促進法施行規則では、あっせんを希望する場合には「あっせん申請書」を都道府県労働局長に提出する必要がある旨規定しているところ、助言・指導を求める場合には特段の申請書類の提出は規定されておらず、口頭での申出が可能となっているため、本件審査請求の趣旨を、審査請求人が特定不足だと主張する救済申立書面が、助言・指導を申し出る旨の書類であると解しても、処分庁がこれを保有していないことに不合理な点は認められないものである。

(2) 本件審査請求において、審査請求人が開示を求める個別労働紛争とし

て救済を申し立てた特定年月日A付け書面（救済申立書面）とは、審査請求人が意見書に添付した文書であると認められる。

当審査会において、個別労働紛争解決制度について確認したところ、個別労働紛争解決促進法及び個別労働紛争解決促進法施行規則において、あっせんを希望する場合には「あっせん申請書」を都道府県労働局長に提出する必要がある旨規定している一方、労働局長の助言・指導については、その申出に当たり、申請書等の提出は規定されておらず、口頭での申出が可能となっていることが確認された。

また、審査請求人が兵庫労働局に申し出た助言について、本件対象保有個人情報を確認したところ、相談票bにおいて、審査請求人が「納得できないので助言制度を利用して話し合いたい。」との発言があった旨の記載が認められ、この発言を受けて処分庁は、「相談票c（相談日が特定年月日B）」の記載のとおり、助言希望の意向を確認したので申出を受理することとし、受付年月日を特定年月日Cとする「労働局長の助言・指導処理票」を作成した旨が記載されている一方、救済申立書面を受理した旨は記載されていない。

さらに、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、救済申立書面の受理の有無について確認させたところ、諮問庁は、処分庁において、特定年月日Aに審査請求人の労働相談を担当した相談員及び職員に当時の状況について聴取させたところ、以下のとおり両名の認識は一致しているとのことであった。

- ・ 相談時に受け取った書類は必ず相談票に添付し保管しており、原処分において開示した保有個人情報が全てである。

以上のことから、本件対象保有個人情報の外に本件請求保有個人情報が記録された文書を保有していない旨の諮問庁の上記（1）の説明が不自然、不合理とは認められず、また、これを覆すに足りる特段の事情は認められない。さらに、文書探索の範囲及び方法も不十分なものであるとは認められない。

したがって、兵庫労働局において、本件対象保有個人情報の外に、開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められない。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求につき、本件対象保有個人情報を特定し、一部開示した決定については、兵庫労働局において、本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情

報を保有しているとは認められないので、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子



## 別紙

- 1 助言・指導処理票
- 2 あっせん処理票
- 3 あっせん概要記録票
- 4 あっせん申請書
- 5 被申請人から提出された文書
- 6 あっせん処理に係る事務連絡文書
- 7 相談票